

建設工事請負一般競争入札公告

令和3年 9月 16日

社会福祉法人瑞穂会の発注する工事の請負について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

埼玉県行田市大字藤間字五ノ口 510番の3
社会福祉法人 瑞 穂 会
理事長 小 嶋 素 志

1 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) 社会福祉法人 瑞穂会 職員住宅 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県行田市大字下須戸字八反田 19番
- (3) 工事内容 新築工事 木造 地上2階建て
建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式、
冷暖房設備工事一式、外構工事一式等
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月15日まで
(諸官庁検査済証取得含む)
- (5) 設計金額 非公開
- (6) 建物概要 構 造：木造 地上2階建て
用 途：長屋建て住宅 6戸

延床面積： 145.32㎡

建築面積： 72.66㎡

敷地面積：1,157.59㎡

2 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有 (非公開)
- (3) 入札予定価格 有 (非公開)
- (4) 入札保証金 無

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参

加資格の再検査を受けていること。

- (3) 令和3年・4年度埼玉県建設工事請負競争入札参加者名簿（建設工事）に登載されている単体業者で、直近の評価等が次の条件をみたした事業者とする。
- ① 建築工事の格付がBランク以上であること。
 - ② 資格審査数値が830点以上であること。
 - ③ 熊谷・行田・北本県土整備事務所管轄内に所在し、契約締結権限を有する本店であること。
 - ④ 社会福祉事業の建築工事を実施した経歴のあること。
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあたっては1,500万円未満、それ以外の工事にあたっては500万円未満の場合はこの限りではない。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (6) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (7) 建設業の許可を有すること
- (8) 建設業法第26条に定める専任の主任技術者または管理技術者を配置することが出来ること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業ではないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく、当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和3年9月27日（月）までに参加申込すること。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 10時から15時まで
- (3) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
イ 一般入札参加資格等確認資料（様式有）
ウ 会社案内・会社経歴書
エ 令和3年・4年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類の写し
オ 法人登記簿謄本
※書式は問合せ先に電子メールにて請求。
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須） ※締切日 6（2）参照
- (5) 提出・問合せ先

社会福祉法人瑞穂会 ふぁみいゆ行田

担当：財務主任 飯田貞之

電話：048-559-4165

FAX：048-559-5165

E-mail: iida_s@famille-gyoda.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします

5 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には設計図書等、入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書（CD-ROM）を郵送により配布する。（現場説明会は行わないものとする。）
- (3) 配布した図面・仕様書（CD-ROM）は入札日に持参し、返却するものとする。

6 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和3年 9月16日（木）
- (2) 応募締切日時 令和3年 9月27日（月） 15時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和3年 9月28日（火）
- (4) 質疑書提出日時 令和3年10月 8日（金） 12時まで
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
※質疑書は、エクセル形式にて記載のこと。
- (5) 入札予定日 令和3年10月19日（火）（即日開札）
※時間、場所は入札説明書により通知する。
- (6) 契約予定日 令和3年10月20日予定

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、見積書の内容を当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正（積算漏れがないか）と認められた業者とする。
なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とすることがきる。その場合、順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。
失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲以内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（入札は2回までとする）
ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格にみたなかった者は、再度入札することができない。
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 希望者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低限度の価格

以上であること。

条件 2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件 3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件 4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しない。
- (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者が入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者が入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し立て、その申し立を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をした者
 - ⑧ 前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者が入札

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。

(必要に応じた補正を行うこと)

- (2) 契約保証金の徴収は免除する
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合は従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。
- (7) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (8) 請負代金の支払い時期に関しては、社会福祉施設整備費補助による交付時期を目安とし、入札説明により別に定める通りとする。

以 上